

協 定 書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2019年度（令和元年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1.雇用基盤と港湾労働の安定について

認可料金制度の復活は、労使共通の政策課題であり、その目的達成に向け、関係行政等に要請することを始め、あらゆる方策を検討し、その中で必要に応じ調査等も含め、具体的に取り組むこととする。

2.船社の統合、アライアンスに係わる港運事業の業域と港湾労働者の職域を確保する課題について

事前協議制度は、港湾労働者の雇用と就労を守ることを原則とした極めて重要な制度であることを日港協は認識し、引き続きこの制度の厳守を前提に、適正かつ厳格な運用を行っていく。

そのために、2017年3月1日付中央事前協議会議事録確認を原則に、船社からの事前協議申請については、日港協として関係元請と雇用不安の有無について充分検証した上で、定例の中央事前協議会またはその小委員会を立ち上げ労使協議・検討し、必要に応じ船社に対して協力を求める事とする。

3.諸労働条件の整備による職場環境の改善について

(1) 業界団体としての「人材確保」策の実施について

日港協は「人材確保」のための社会的アピールの一環として、港運業界の重要性及び認知度を高めるための広報用動画を作成し活用する。

(2) 定年延長に伴う諸制度の整備について

① 65歳定年制度の実施に向けた条件整備について

定年年齢 65 歳の 2025 年度の確実な実施に向けて、各企業労使で努力するよう周知する。

② 港湾年金の支給要件について

港湾年金の支給要件の改定については、原資負担の増加が見込まれるので、労使からなるワーキンググループを立ち上げ、安定協会よりデータの提供を求めつつ課題の精査を含め、65歳の誕生日までを対象とし、2020年4月1日より実施する。

4.労災企業補償制度について

昭和 49 年 4 月 20 日付協定書（協定書・確認書集第 52 条）を尊重し、負担増を含め、各企業内補償の実態把握に努めるとともに、引き続き中央安全専門委員会、必要に応じ労使政策委員会において、問題解決に向け協議する。

5.春闘協定等に基づく継続課題について

- (1) 四検査機関に係る指定事業体に関する共通課題として2018年12月20日付「指定事業体のあり方」についての労使確認事項を踏まえ、検数検定小委員会で引き続き協議する。
- (2) インランドデポなどドライポートの港運事業への影響については、18春闘協定に基づき引き続き労使政策委員会で協議する。
- (3) 関連専門の労働環境整備については、日港協整備部会と関係労働組合による専門委員会にて、早急に協議促進を図ることとする。
- (4) 四国地区の労使協議体制については、労使懇談の場としての「四国地区港湾労使協議会」を設立し、その協議会及び他の機会を捉えて引き続き相談等対応することとする。
国際バルク戦略港湾政策を推進するにあたり集約される港への配慮を行うよう求めていく。
又、三島川之江港の指定港化について、引き続き中央・地区一体となって関係先に働きかける。
- (5) 「港湾倉庫」・「特定港湾倉庫」について
 - ① 港頭地域の倉庫・物流施設の事前協議対応については、現行の事前協議制度の適正な運用・強化を図り、労使パトロール等を通じてチェック体制を徹底する。
又、港頭地域における物流施設は、港運事業者の業域であり、かつ港湾労働者の職域であることを原則とし、事前協議の取扱いを含め、定例の中央事前協議会又は専門委員会（必要に応じて労使政策委員会）で整理・検討する。
 - ② 港湾倉庫・特定港湾倉庫指定のあり方あるいは、2018春闘で港湾労働法の全港・全職種適用について労使合意した事を踏まえ、今後の課題整理、課題克服の要件と解決策について引き続き港労法問題労使検討委員会で協議する。
- (6) 自然災害から労働者を守る対策については、日港協BCP部会の「事業継続計画書策定支援ツール」の基本方針の「顧客、従業員等の生命の安全確保を最優先すること」に基づき、各社・各事業所はその主旨を充分理解の上、各地域の地方自治体や港湾管理者に協力していくこととする。

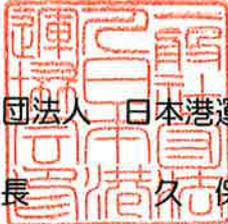
以上

2019年（令和元年）7月25日

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保 昌三

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 系 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新 屋 義 信



確認書

一般社団法人 日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2019年2月4日付公文全国港湾 18 発 57 号・港運同盟発 18-第 2 号「事前協議制度違反に関する申し入れ」の取り扱いについて、下記の通り確認する。

記

1. 日港協は、沖縄港運協会に対し状況把握を求めることとし、その報告を踏まえて、中央・地区労使で引き続き協議する。
2. 今後は事前協議制度を厳格に運用する立場から、中央・地区労使で港湾労働者の雇用と職域の問題が生じないように対処する。

以上

2019年(令和元年)7月25日

一般社団法人 日本港運協会
会 長 久保 昌 三



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新屋 義 信

